水道メーター購入４０・５０ｍｍの入札にかかる共通仕様書

水道メーター購入にかかる入札の物品は、次のとおりとする。

口径	種類別	仕様
４０ｍｍ	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	Q3 時 16.0m³ｈ・R100
５０ｍｍ	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	Q3 時 16.0 m³ｈ・R100

○給水装置の構造及び材質・水質の基準を満たしていること。

○納入するものと同口径の使用済み水道メーターをお渡し、鳴門市水道事業課に新品を納品する。（使用済みメーターは納品日にお渡しする。）
第７２条に規定する検定証又は計量法９６条に規定する基準適合証が付されたものでなければならない。

○４０・５０ｍｍに使用する材質は下記のものとする。

メーターケースの材質は、鉛レス銅合金（Ｂ・Ｅ）無塗装とする。

蓋のみ塗装　日本水道メーター工業会番号（ＪWMM００－Ａ０７）日塗工色番号（Ａ９５－３０Ｈ）色相ＲＰ

○納品する水道メーターは、日本工業規格の新基準（ＪＩＳ　Ｂ　８５７０－１及びＪＩＳ　Ｂ　８５７０－２）に適合する。

○記号及び番号の打刻は、メーターケース及び蓋とし、鳴門市水道事業課が別途指定するものとする。

○納品する水道メーターは、メーターケースの上部（計量水量の表示部）が回転しないものとする。

○納品する水道メーターは、修理可能であること。

○有効期間ラベルは、蓋の裏側に容易にはがれないよう貼り付けるものとする。（８年の耐久性）

○製造に関し、特許等に抵触するものがあるときは、納入者の責任において処理しなければならない。

○水道メーターの納入に当たっては、慎重に取り扱わなければならない。

○メーター１個当たり（パッキン２枚付）とする。

○ねじ接続方式のメーターは、ねじ部に樹脂製のねじキャップを取り付ける。

○メーターは、プラスチック箱に納品し、メーター番号・数量等を表示すること。

○水道メーターの納入数は、次のとおりとする。

口径	種類別	購入予定数量	引き渡し数
４０ｍｍ	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	８０	８０
５０ｍｍ	乾式たて型軸流羽根車式水道メーター（ねじ込み式）	２０	２０

○納入場所　　鳴門市水道事業課

○契約期間は契約締結の日から令和９年３月２６日までとする。
　但し、納入期限前に依頼することもある。

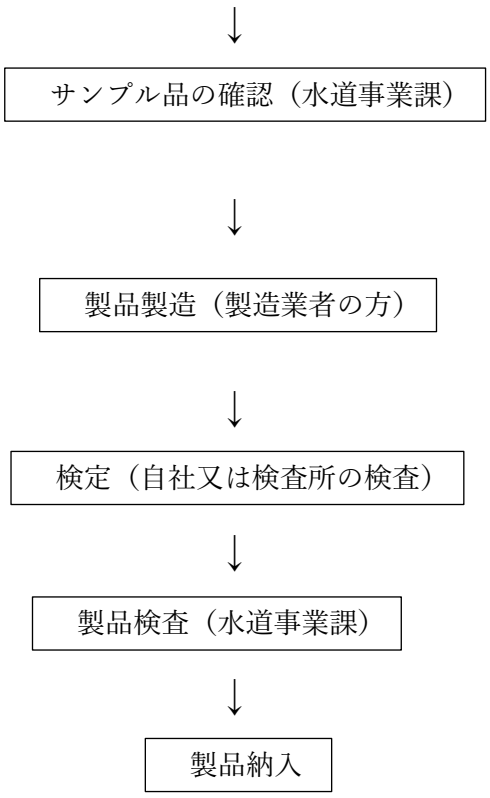
○入札前に、鳴門市の仕様書に適合しているかの確認をする為、鳴門市企業局水道事業課の水道メーター仕様書　（令和８年４月現在）の１．４提出書類に記載される、１．水道メーター承認申請書（承認願い・任意）、２．製品仕様書、①外観図②構造図③表示機構の機構図、３．型式承認通知書の＜写し＞を１部ずつ令和８年１１月１９日（木）までに提出すること。

○落札から製品納入まで

落札

↓

サンプル品の提出



○供給者は、メーター納品時に器差成績書を１部提出すること。（検査の日を明記すること）

○納品検査

数量

形状及び寸法

塗装及び色相

表示、検定証印又は基準適合証印

その他

○検査に合格しなかった場合は、発注者の指示に従い直ちに対処すること。

○水道事業課に納入後１年以内に故障が生じ、その故障の原因が納入者にあることが明らかな場合は水道事業課の求めに応じること。

納入者は水道事業課から原因等の調査要請を受けたときは、対応すると共に、その結果について報告書を提出しなければならない。

○この仕様書に定めていない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、水道事業課と納入者が協議する。

○メーター番号

４０ｍｍ→（市章）Ｄ０１００５～Ｄ０１０８４

５０ｍｍ→（市章）Ｅ００４７９～Ｅ００４９８

○検満年月は２０３５年3月とする。